

宿 舎 規 則

第1章 社宅

(総則)

第1条 この規則において社宅とは、会社の所有または管理に属する建物・敷地および付属設備であつて、第3条に定める社員の用に供するものをいう。

② 社宅の管理および運用は、この規則の定めるところによる。

(社宅の管理・運用)

第2条 社宅は部所に属する。

② 社宅の管理・運用は社宅を有する当該部所長が担当し、部門の総務担当部長が統括する。

③ 部所長は、社宅の管理・運用に関し、この規則によるほか細部について別途内規を定めなければならない。

(社宅居住者)

第3条 部所長は、業務上の保安全管理要員として必要な者を社宅居住者（以下居住者という。）に指定する。

② 部所長は、前項の定めにかかわらず、業務上の必要による居住者を指定することができる。

③ 居住者は、居住の指定を受けた日から6か月以内に入居しなければならない。

(退去・転居の命令)

第4条 部所長は、業務上または社宅管理上必要と認めたときは、居住者に退去または転居を命ずることができる。

② 居住者は、前項の命令を受けた日から6か月以内に退去または転居しなければならない。

(報告)

第5条 部所長は、居住者に変更があつた場合には、遅滞なく部門の総務担当部長に報告しなければならない。

(注意義務)

第6条 居住者は、善良な管理者の注意をもって社宅を使用しなければならない。

(制限事項)

第7条 居住者は、次の各号に定める行為をしてはならない。

1 部所長の許可を受けた家族以外の者を同居させること。

- 2 社宅を転貸すること。
- 3 社宅において営業すること。

(社宅使用料)

第8条 社宅使用料は次の各号によるものとし、その額については別途定めによるものとする。

- 1 第3条第1項による居住者は無料とする。
- 2 第3条第1項による居住の指定をとかれた者で、6か月を経過した者および第3条第2項による居住者は有料とする。

(費用の負担)

第9条 次の各号に定める費用は居住者の負担とする。

- 1 電気・ガス・水道および電話の使用料
- 2 住民税・衛生費・町内費その他公共的費用
- 3 共用費用その他小備品費
- 4 その他前各号に準ずる費用

(補修費の負担区分)

第10条 補修費は別途定めにより会社と居住者が負担する。

(損害賠償)

第11条 居住者は、故意または重大な過失により社宅を滅失または破損したときは、損害を賠償しなければならない。

(模様替え)

第12条 居住者は社宅の模様替えをすることはできない。ただし、やむをえない場合には、部門の総務担当部長に模様替えの申請をすることができる。

- ② 前項ただし書の場合において、部門の総務担当部長が相当と認めたときは、部所が施工する。

(社宅の修理)

第13条 居住者は天災その他不可抗力により、社宅が滅失または破損し、改築または修理を要するときは、部門の総務担当部長にその旨を届け出なければならない。

- ② 前項の改築または修理は部所が施工する。

第2章 家族寮・独身寮

(総則)

第14条 この規則において家族寮・独身寮（以下寮という。）とは、会社の所有または管理

に属する建物であつて、社員の居住の用に供するものをいう。

- ② 社員が在寮中に住宅取得資金の準備を行い、早期に住宅に関する自己解決を図れることを支援する。
- ③ 寮使用に関する事務は人事部長が統括し、安全健康・福利室がこれを担当する。
(入寮手続き)

第15条 寮の使用を希望する者は、所属長を経て安全健康・福利室に所定の申込書を提出し、安全健康・福利室の許可を受けなければならない。

- ② 申込者およびその同居者は安全健康・福利室の指示により会社の指定する医師の診断を受けなければならない。
- ③ 寮使用の許可を受けた者（以下使用者という。）は、許可を受けた日から1か月以内に入寮しなければならない。
- ④ 前項の期間内に入寮しない場合は、安全健康・福利室長は許可を取り消すことができる。

(入寮条件)

第16条 家族寮・独身寮を利用できる者は、次の条件を満たすものとする。

- 1 家族寮にあつては、婚姻等の理由により同居家族を有し主たる生計維持者であるとともに、本人および同居者が自家を所有していない住宅困窮者であること。
- 2 独身寮にあつては、親元からの通勤が困難等で住宅困窮者であること。
- 3 家族寮は満35歳未満、独身寮は満33歳未満であること。
- 4 上記に関わらず、会社が特に認めた場合。

(寮使用料)

第17条 使用者は寮使用の許可を受けた日から、別に定める寮使用料を納入しなければならない。ただし、納入方法については毎月の給与から控除する。

- ② 使用者は第15条の使用許可を受けた日からの日数をもとに月額使用料を日割り計算した金額を負担する。
- ③ 退寮するときは、届け出た退居日までの日数をもとに月額使用料を日割り計算した金額を負担する。
- ④ 使用者が月の中で転寮または別の部屋に移転するときは、第2項および第3項の規定に基づきそれぞれの使用期間分の寮使用料を負担する。

(使用者負担費用)

第18条 使用者は共用部分を含む次に掲げる費用を負担しなければならない。

- 1 障子・ガラス・ふすま・網戸・畳表等の張り替えその他小修繕費

- 2 水道料金・ガス料金および電気料金
- 3 町会費その他公共費
- 4 下水道掃除・ごみ処理その他衛生費
- 5 不定期な芝・樹木等の手入費
- 6 玄関・廊下・便所等に使用する電灯および掃除用品等の小備品費
- 7 前各号に準ずる諸費用および使用者の責による修繕費

(使用の制限)

第19条 使用者は会社の承諾がなければ、次の行為をしてはならない。

- 1 家族寮にあっては、許可を受けた家族以外の者を居住させること。
- 2 独身寮にあっては、第三者を宿泊させること。
- 3 寮の転貸・交換または間貸しをすること。
- 4 地形の変更・家屋の模様替え・その他建物・付属設備の原形を変更すること。
- 5 寮において営業すること。
- 6 寮において集会を行うこと。
- 7 寮において印刷物その他文書図書を配布または掲示すること。

(損害の賠償)

第20条 使用者が故意または過失によって、寮またはその付属設備を損傷したときは、会社の指定する期日までに、自己の費用において原状に復するかまたは損害を賠償しなければならない。

(使用者の義務)

第21条 寮を使用する者およびその同居者は、建物を愛護し保全に十分な注意を払うとともに、寮における自治生活の円滑な運営向上に協力しなければならない。

- ② 寮における重要な申合事項については、安全健康・福利室へ報告しなければならない。
- ③ 使用者およびその同居者は、会社が管理の必要上寮の検査または健康診断を行うときは、ただちにこれに応じなければならない。
- ④ 使用者は、次の掲げる場合はすみやかに安全健康・福利室へ報告し、その指示に従わなければならない。
 - 1 建物・付属設備を滅失・損傷したとき
 - 2 火災・風水害・その他異変があったとき
 - 3 伝染病が発生したとき
 - 4 その他緊急事態が発生したとき

(寮長の設置)

第22条 家族寮在寮者は、寮ごとに寮長を選任して共同生活の円滑な運営を行うものとする。

② 寮長の任期は、原則として1年間とする。

(転寮の制限)

第23条 寮の転寮は、会社が指定をする場合を除き、現在居住している寮室の居住期間が1年に満たない場合は許可しない。

(在寮期限)

第24条 在寮期限は、原則として、家族寮は満35歳（36歳誕生日の前月末）まで、独身寮は満33歳（34歳誕生日の前月末）までとする。

(退寮)

第25条 第16条第1号・第2号・第4号ならびに第24条の条件を満たさなくなった時に退寮しなければならない。

(退寮負担金)

第26条 家族寮を退寮するときは、寮別の別途定める退寮時負担金を納付しなければならない。

(寮の明け渡し)

第27条 次の各号の一に該当するときは、使用者およびその同居者はすみやかに寮を明け渡さなければならない。

- 1 使用者が死亡したとき
- 2 使用者が退職したとき
- 3 使用者がこの規則または使用心得に違反し、もしくは会社が寮に居住することを不適当と認めたとき
- 4 会社の都合によって退寮を必要とするとき

(退寮手続き)

第28条 使用者が自己の都合によって退寮しようとするときは、その10日前までに所属長を経由して、所定の退寮届を安全健康・福利室に提出しなければならない。